

裁 決 書

審査請求人

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人から平成 27 年 7 月 24 日付けで提起された、同月 16 日付け生活保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば概ね次のとおりである。

上記審査請求人（以下「請求人」という。）は、県外にある医療機関の [REDACTED] [REDACTED]（以下「県外病院」という。）で障害基礎年金の請求のために必要な医師の診断書を記載してもらい、当該診断書の受け取りのために県外病院へ出向いた。その移送費の支給を求め、処分庁に対し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）による一時扶助申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁から本件処分の通知があったことから、その処分の取消を求め、本件審査請求を行ったものである。

第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

- 1 平成27年2月3日、請求人は、障害基礎年金の請求に必要な医師の診断書の受け取りのために県外病院へ出向いた。
- 2 平成27年3月19日、請求人が処分庁に対し、障害基礎年金の請求に必要な医師の診断書料及び当該診断書の受け取りのために県外病院へ出向いた際の移送費の支給を求め、法による一時扶助申請書を提出した。申請書には、「障害年金の申請に係る[]への通院輸送費および文書料について、当該証明書（領収書、乗車券等）相当額の支給をお願いいたします。」と記載されている。処分庁は、請求人から提出された一時扶助申請について診断会議を開催した。ケース記録には「診断会議により、通院移送費については、通院の必要性が確認できず、かつ事前の届出もないことから支給しないこととなった。」と記載されている。
- 3 平成27年3月27日、処分庁は、診断書料の支給について、保護の種類、程度、支給金額及びその方法を一時扶助決定通知書により請求人に通知した。しかし、処分庁は、診断会議で支給しないことを決定した移送費について、書面をもって請求人に通知していない。
- 4 平成27年5月27日、請求人は、法24条9項で準用する同条7項の規定による保護申請に対するみなし却下処分（以下「みなし却下処分」という。）について、審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- 5 平成27年7月8日、審査庁は、処分庁が診断会議で移送費の支給をしないことを決定しただけにとどまり、保護申請却下通知による通知をしていないことから、法及び通知に基づき適正になされたと認められず、違法・不当であると言わざるを得ないとして、みなし却下処分を取り消す裁決（以下「前回裁決」という。）を行った。
- 6 平成27年7月16日、処分庁は、前回裁決を受け、改めて本件処分を決定し、生活保護申請却下通知書を請求人に送付した。却下の理由欄には「[]への通院について、通院に際しては、生活保護申請時及び毎年4月1日前後に通知している「保護のしおり」に記載のとおり、生活福祉課に届け出をした上で指示に従い通院することとしている。しかしながら、本件については、事前の届出もないことから、当該医療機関への通院移送費に係る当該申請を却下する。」と記載されている。

第3 判断

1 生活保護の移送費については、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 法 12 条に「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」とあり、同条 2 号に「移送」とある。

(2) 法 15 条に「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」とあり、同条 6 号に「移送」とある。

(3) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7-2-(7)-アに「移送は、次のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、…（略）…必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とする。…（略）…（ウ）被保護者が実施機関の指示又は指導を受けて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合」とある。

2 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

請求人は、上記第 2 の 1 及び 2 のとおり障害基礎年金の請求に必要な医師の診断書の受け取りのために県外病院へ出向き、その移送費の支給を求めて法による一時扶助申請書を処分庁に提出したものと認められる。

処分庁は、上記第 2 の 2 及び 6 のとおり本件申請にかかる移送費について、医療扶助にかかる通院移送費として取り扱っているが、請求人は県外病院において診察や治療を受けておらず、処分庁は、局長通知第 7-2-(7)-ア-（ウ）に基づき、請求人が障害基礎年金の請求に必要な診断書の受け取りのために県外病院へ出向いた場合の移送費として、生活扶助にかかる移送費の適用を検討すべきであった。本件処分については、法及び通知の適用において誤りがあることから、法及び通知に基づき適正になされたと認められず、違法・不当であると言わざるを得ない。

第 4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）40 条 3 項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成 27 年 12 月 28 日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

